

健康保険組合からのお知らせ

—令和 8 年熊本地震に被災された皆様へ—

ジェイアールグループ健康保険組合

令和 8 年熊本地震による被災者に係るマイナ保険証・資格確認書等の取扱いについて

このたびの令和 8 年熊本地震において被害にあわれた被保険者又は被扶養者の皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。

マイナ保険証・資格確認書がない場合でも病院・診療所で受診できます

1.医療機関での受診について

マイナ保険証・資格確認書の再交付が間に合わない場合でも、医療機関の窓口で次の事項を申告すれば受診できるようになっています。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 連絡先（電話番号等）
- ④ 勤務する事業所名（JR〇〇。出向しておられる方は、出向元のJR会社名）

2.資格確認書の交付について

被災によりマイナ保険証を紛失または消失された場合は、資格確認を交付いたします。

3.資格確認書の再交付について

被災により資格確認書を紛失または消失された場合は、再交付いたします。

※申請に必要な届出用紙は、勤務する事業主に備え付けているほか、健康保険組合からお送りすることもできます。

なお、ご不明な点などありましたら、当健康保険組合までご連絡下さい。

(送付・問い合わせ先)

〒151-0053

東京都渋谷区代々木2丁目2番2号

ジェイアールグループ健康保険組合

TEL: 03-5334-1028